



平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 取 締 役 社 長 兼
社 長 執 行 役 員 岡 本 洋 三
(コード番号 8254 東証第 2 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 堂 前 博 史
(TEL. 046-845-6814)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 5 月 24 日開催予定の定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 1 条 (商号) の変更
インバウンドニーズに対応するため、商号の英文表記を追加するものです。
- (2) 現行定款第 2 条 (目的) の変更
当社事業の今後の展開に備えるため、事業目的を追加するものです。
- (3) 現行定款第 4 条 (公告の方法) の変更
当社の公告方法について、公告の利便性向上と効率化を図るため、電子公告制度を採用することができるようにするものです。
- (4) 定款変更案第 16 条 (株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) の新設
当社の株主総会参考書類等について、インターネットにより、株主の皆様にご提供することができるようにするものです。
- (5) 定款変更案第 33 条 (取締役の責任免除) の新設
当社の取締役が、その期待された役割を十分に発揮できるようにするものです。なお、本件については、各監査役の同意を得ております。
- (6) 現行定款第 32 条 (社外取締役の責任限定) の変更
会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことにより、当該契約の締結対象を変更するものです。なお、本件については、各監査役の同意を得ております。
- (7) 定款変更案第 44 条 (監査役の責任免除) の新設
当社の監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるようにするものです。
- (8) 現行定款第 42 条 (社外監査役の責任限定) の変更
会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる監査役の範囲が変更されたことにより、当該契約の締結対象を変更するものです。
- (9) その他
上記に伴い、条数の繰り下げを行いません。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 24 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 24 日 (火)

以上

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社さいか屋と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>1.～2. (省略)</p> <p>3. 不動産の賃貸ならびにその管理業、建設工事、室内装飾その他一般請負業</p> <p>4.～9. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10. (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社さいか屋と称し、<u>英文では、Saikaya Department Store Co.,Ltd.と表示する。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3. 不動産の賃貸、<u>売買、仲介</u>ならびにその管理業、建設工事、室内装飾その他一般請負業</p> <p>4.～9. (現行どおり)</p> <p><u>10. 集金の代行並びにクレジットカードの取扱いに関する業務</u></p> <p><u>11. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>12. 保育園および託児所の運営</u></p> <p><u>13. 物品小売業</u></p> <p><u>14. 化粧品、食料品、菓子類、飲料品の製造、販売</u></p> <p><u>15. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>16. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>17. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p><u>18. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>19. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p><u>20. 介護保険法に基づく第1号通所事業</u></p> <p><u>21. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び特定福祉用具の販売並びに指定居宅サービス事業及び居宅介護支援事業</u></p> <p><u>22. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具の販売並びに指定介護予防サービス事業</u></p> <p><u>23. 家事サービス業</u></p> <p>24. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第19条 (省 略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第20条 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3第14条、第15条、第17条ないし第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第21条～第31条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第21条 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3第14条、第15条、第18条ないし第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第22条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
<p>(<u>社外取締役の責任限定</u>)</p> <p>第<u>32</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>41</u>条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定)</p> <p>第<u>42</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>46</u>条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>47</u>条～第<u>48</u>条 (省 略)</p>	<p>(<u>取締役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第<u>44</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規程により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(<u>監査役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第<u>45</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>46</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>50</u>条～第<u>51</u>条 (現行どおり)</p>